

特定非営利活動法人 ワーカーズコレクティブ千葉県連合会 会員規約

この会員規約（以下「本規約」という）は、特定非営利活動法人ワーカーズコレクティブ千葉県連合会（以下「本会」という）の正会員・賛助会員について適用する事とします。

第1章 総則

（会員規約の適用）

第1条

本規約は、本会の定款で定められていない詳細な規則を定め、定款を補足するものです。入会、退会等に関する基本的な諸規則及び使用する単語の定義については、定款の定める通りとします。

（会員規約の変更・追加）

第2条

本会は、円滑な運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規約を変更または追加が必要と判断される事項を順次追加することがあります。

第2章 会員の種別

（会員の種別）

第3条

本会の会員は、本会の定款において定められた次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とします。

- （1）正会員 本会の目的に賛同して入会した団体であり、総会での議決権を有する
- （2）賛助会員 本会の目的に賛同して支援のために入会した団体または個人であり、総会での議決権は持たないが、オブザーバーとして参加し意見を述べることができる。

第3章 入会

（会員の資格）

第4条 本会に入会する場合は以下の資格と加入方法をもって加入することとする

（1）正会員入会

- ①ワーカーズ運動の推進及び本会定款の目的に賛同して入会した団体とし、理事長に加入届けの申請を書面または電磁的方法にて行い、理事会の承認を経て理事長が加入を認め、正会員の資格を得るものとする。
- ②千葉県内に事務所、店舗を置く市民事業団体
- ③構成員が3名以上の団体

④団体の趣旨、定款及び事業計画、総会議事録を連合会に提出するものとする。

- ・連合会加入後は責任をもってワーカーズコレクティブを名乗り、年1回の定期総会を開催し、その議案書及び議事録を総会終了後1ヶ月以内に連合会に納めるものとする。
- ・代表者や本部所在地の変更など議案書に関わる内容に大きく変更のあった場合は、年度の途中であっても連合会に報告をするものとする。

(2) 賛助会員の入会

- ①本会の目的に賛同して支援のために入会した団体または個人とする。
- ②千葉県内に事務所、店舗を置く市民事業団体、又は設立準備中の団体又は個人とし、団体及び個人の趣旨などを書面で添えて理事長に加入届けの申請を行い、理事会の承認を経て理事長が加入を認め賛助会員の資格を得るものとする。

(入会金及び年会費)

第5条 入会金及び年会費の金額、納入方法については以下のように定める

(1) 入会金

- 正会員、賛助会員ともに入会金 10,000 円を納める。
- 入会の承認が決定された後、速やかに連合会に収める。

(2) 年会費

- 正会員 別途細則にて定めるものとする
- 賛助会員 1口 5000 円 1口以上、連合会の事業年度内に収める。

第4章 運営

(運営と責任)

第6条 本会会員は定款に従い、ワーカーズコレクティブ運動を推進するため以下の活動と事業を行う。

(1) 機関活動

- ①正会員は、連合会の定める年度方針に添った活動に積極的に参加する。
- ②エリア・部会・委員会等の各機関会議にはその構成員として連合会の定めるルールに従い、各団体から構成員を選出し、特別な理由がない限り会議へ出席する。
- ③賛助会員の組織運営への参加は上記の限りではない。但し、機関会議の要請もしくは賛助会員の申し出からの会議参加については理事会の承認を以て参加することができる。

(2) 共同購買事業

本会会員は、以下の手数料と資格をもって共同購買事業を利用することが出来る。

【手数料】正会員は、税込み合計価格の 6.5% (FAX 注文の場合) または 4.5% (インターネット発注の場合)

賛助会員は、税込み合計価格の 9% 及び配送料 1 回配達につき 500 円

【資格】賛助会員については配送拠点 1 箇所につき年会費 2 口以上を納めることとする。

2014 年 1 月 29 日発行

2024 年 6 月 18 日 一部文字修正